

経営会議

福岡市

○ 取組の概要

全庁的な観点や都市経営の観点から、地方公共団体運営の基本方針や重要施策に関する意思決定を一元的に行う「経営会議」（構成メンバーは市長、副市長、収入役）を設置。

○ 福岡市の概要



福岡市の概要

市役所所在地

● 福岡県福岡市中央区天神1-8-1

人口

● 1,336,666人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

従来は、助役（3名）がそれぞれ担当局をもつ「局分担制」をとっていたため、それぞれの担当局を代表する立場に立ちがちであり、三役が全市的な立場からの議論が行い難いなど縦割りの弊害が指摘されていた。

また、市長に案件が上がる前の段階で関係部局間で意思統一を図る事前調整が行われていたため、課題が市長に伝わり難かった。

2. 取組の具体的内容

福岡市では、現職市長の再選（平成 14 年 11 月）を機に、トップマネジメントの強化が図られ、平成 15 年 4 月に、新たに市長直轄の「経営会議」が新設された。

○ 「経営会議」の設置の狙い

局・区・室を越えた全市的な観点や都市経営の観点から、市政に関する様々な課題に迅速かつ戦略的に対応するとともに、行政経営改革を推進していくため、市政運営の基本方針や重要施策に関する意思決定を一元的に行う「経営会議」を設置。

<基本的な考え方>

- ・ 経営会議は、全市的な基本方針や重要事項の取り組み方針等を決定し、その方針に基づき、局・区・室長は自己の責任と権限で局・区・室の経営（執行）を行う。
- ・ 経営会議は、早い段階において迅速な議論・意思決定を行い、明確な指示と的確な進行管理を行う。

○ 「経営会議」の構成メンバー

- ・ 構成メンバーは、市長、副市長（3名。平成 16 年度から助役の呼称として使用）、収入役（1名）とする。
- ・ 構成メンバーに、総務企画局長、財政局長、参与（経営補佐担当：1名）を加えた 8 名が、会議に出席する。
- ・ 上記に加え、審議事項に関連する局・区・室長等が出席する。
- ・ また必要に応じて、外部の経営アドバイザー、学識経験者等を出席させることも可能である。

○ 「経営会議」の審議事項

- ・ 政策推進に関する重要な事項（総合計画、分野別計画、国・県に対する要望、重要な条例の制定改廃 等）
- ・ 行政経営に関する重要な事項（行財政改革、予算編成・組織編成、局・区の経営方針、外郭団体の経営に関する市の方針 等）
- ・ 上記の他、経営会議設置の目的を達成するために必要な事項

○ 「経営会議」の運営のポイント

- ・ 最終段階の形式的な承認の場としない。早い段階で大枠の方向性と責任執行体制を明確にすることを主眼に、審議・方針決定を行う。
- ・ 局・区・室が企画立案する案件を審議するだけでなく、三役自ら課題を設定し、情報の共有や討議、意思決定を行い、必要な事項を局・区・室長に指示する。
- ・ 局・区・室長は他の局・区・室が担当する政策及び方針等に対しても、経営会議に発議し、意見を述べることができる。
- ・ 経営会議の下部機関として執行会議（市長を除く経営会議メンバー）を設置し、経営会議の決定方針の範囲内で案件の処理（意思決定や進行管理等）を行う。
- ・ 迅速な意思決定を行っていくため、開催は原則として週1回とする。
- ・ 三役と局・区・室長とのコミュニケーションの活性化の場として、庁議（局区内での取り組み内容を報告する場）の積極的な活用などにより、福岡市の目指す方向や課題などの情報共有に努める。

○ 「福岡市経営会議設置規則」（平成15年4月1日施行、平成16年4月1日更新）

（設置）

第1条 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、都市経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定を行うとともに、決定事項を着実に実行するため、福岡市経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 経営会議は、次に掲げる事項を審議し、方針決定を行い、必要な事項について局長等（福岡市事務分掌条例（昭和33年条例第39号）第1条に規定する局及び室（以下「局及び室」という。）、収入役室並びに消防局長並びに水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長並びに市選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局，農業委員会事務局の長をいう。以下同じ）及び区長に指示し、又は調整を行う。

(1) 政策推進に関する重要な事項

ア 市の総合計画に関する事項

- イ 各行政分野における政策の基本的な方針又は計画に関する事項
- ウ 重要な施策及び事務事業に関する事項
- エ 複数の局等（局及び室，収入役室並びに消防局並びに水道局，交通局及び教育委員会並びに市選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，東農業委員会及び西農業委員会をいう。以下同じ）及び区役所に係る施策及び事務事業で総合的な調整を必要とする事項
- オ 国及び県に対して提出する要望，意見等で重要な事項
- カ 重要な条例の制定及び改廃等，市議会に議案として提出する重要な事項
- キ 附属機関又はこれに類するものに対する重要な諮問事項

(2) 行政経営に関する重要な事項

- ア 行財政改革の推進に関する事項
- イ 予算編成及び組織整備に関する事項
- ウ 局等及び区役所の経営方針に関する事項
- エ 外郭団体の経営に係る市の方針に関する事項
- オ 重要な財産の取得，処分及び活用に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか，前条の目的を達成するために必要な事項

（主宰及び構成）

- 第3条 経営会議は，市長が主宰し，市長，副市長及び収入役をもって構成する。
- 2 市長は，参与（経営補佐を市長より命じられた参与に限る。以下同じ），総務企画局長及び財政局長を経営会議に出席させる。
 - 3 市長は，必要があると認めるときは，審議事項に係る局長等，区長その他の職員及び審議事項に関して識見を有する職員以外の者を出席させることができる。

（会議）

- 第4条 経営会議は，原則として週1回開催するものとする。ただし，市長が必要と認めるときは，臨時に開催することがある。
- 2 経営会議は，その構成員から発議された事項及び局等又は区役所から付議された事項を審議する。
 - 3 局長等又は区長は，他の局等又は区役所が担当する政策及び方針等について，経営会議の構成員に対し意見を述べるとともに，審議事項とするよう求めることができる。

（執行会議）

- 第5条 経営会議に執行会議を置く。
- 2 執行会議は，経営会議から付託された事項を審議するとともに，必要な事項について局長等及び区長に指示し，又は調整を行うことができる。
 - 3 執行会議は，副市長，収入役，参与，総務企画局長及び財政局長をもって構

成する。

(庶務)

第 6 条 経営会議の庶務は、市長室経営補佐部にて行う。

(委 任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

3. 取組にかかる事業費

■経営体制の推進【市長室】

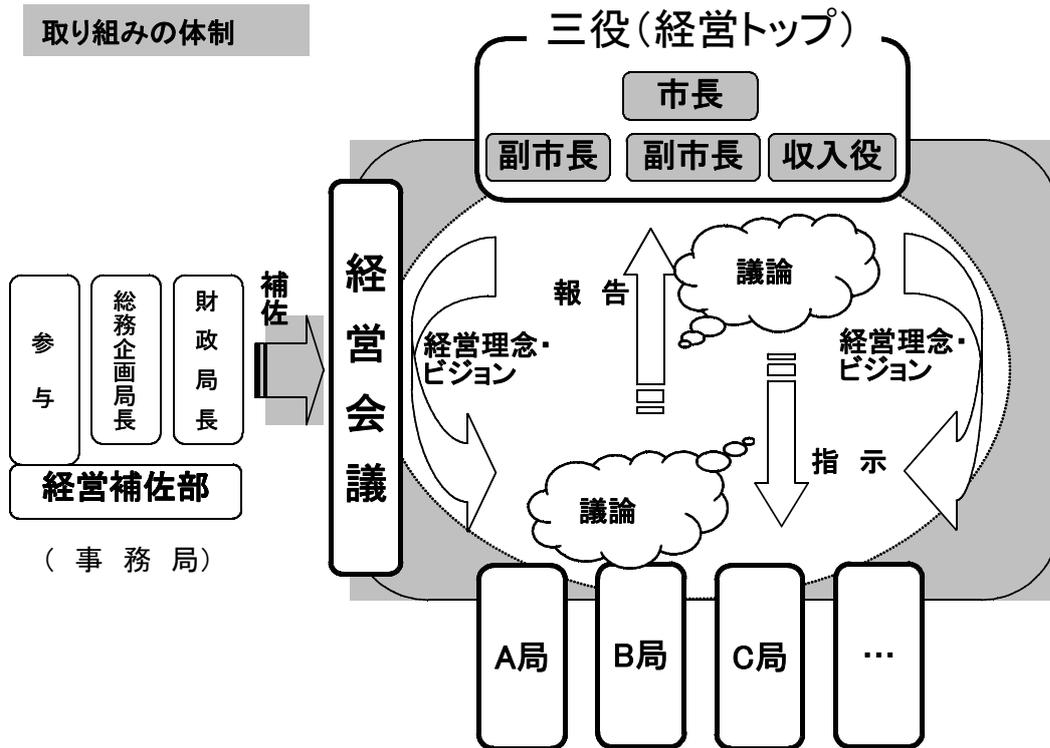
市政の重要事項に関する意思決定を一元的に行う経営会議や、それを補佐する補佐体制を平成 15 年 4 月に設置

平成 15 年度当初予算	5,149 千円
平成 16 〃	11,842 千円
平成 17 〃	11,425 千円

(平成 16・17 年度の予算の約半分は、外部<在京>の経営アドバイザーへの報酬・旅費等。残りの額は、事務機リース・書類作成等に要する経費。)

4. 取組の体制

取り組みの体制



従来の問題点等

- 課題が認識されても、迅速にトップに上がりにくい
- 個々の案件の意思決定のベースとなる、大枠の方針や基本的な考え方が共有されていない
- 政策会議が形式的な最終承認の場になりがち
- 市の意思決定を行う会議が林立している
- 助役が担当局の立場に立ちがちであるため、三役が全市的な観点からの議論を行いがたい
- 助役と局・区・室長の権限と責任の分担が不明確
- 意思決定された案件の進行を管理するシステムが不十分

基本的考え方

■トップマネジメント機能の強化

- 全市的視点からの審議・経営判断を充実し、行政経営改革を推進する
- 全市的な方針を明確に出していく
- 課題設定機能を強化する
- 課題解決のスピードを上げる
- 意思決定の場を一本化する
- 決定事項の実行体制を強化する

対応の方向

経営会議の設置

助役の事務分担の見直し

補佐体制の整備

■コミュニケーションの深化

- 三役と局・区・室長はコミュニケーションを密に行い、福岡市の目指す姿や、課題などの情報を共有していく

■局・区・室の自律的経営

- 局・区・室長は市政の課題解決に向け、全市的な観点から、担当する政策を企画・立案・実行する。
- 局・区・室長は自らの責任と権限で自律的に局・区・室を経営する
- 局・区・室内経営資源の配分権限を委譲するなど、局・区・室長が創意により局を機動的に経営できるためのシステムを検討する

5. 取組の成果

○ 福岡市における「経営会議」の設置に関しては、以下のような成果が指摘されている。

- ・ 開催回数を増やし、事前の調整プロセスが簡素化されたことで、意思決定が迅速になった。
- ・ 従来は、事前調整として、必ず関係部局の意思統一が行われていたため、市長に課題が上がり難かったが、経営会議設置後は、事前調整の段階では論点整理までにとどめ、三役による経営会議において実質的な意思決定が行いやすくなった。
- ・ 全庁の施策を統括する立場にある幹部が、一堂に会した会議の場で各々の観点からの専門的な議論を行うことによって、政策決定に参考となる有効な議論を行うことが可能となった。

6. 今後の課題

○ 福岡市における「経営会議」に関しては、以下のような課題が認識されている。

- ・ 行政職員の知見が不足する分野等についての議論を行う場合、外部の有識者等の客観的・専門的な意見も踏まえた議論が必要である。